平成２４年（フ）第５４５号
さいたま市西区大字宝来1493番地　１号棟104
債務者　池田　明美
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５５０号
埼玉県新座市野火止６丁目14番４号　カーザ野火止101号室
債務者　加納　英司
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７４３号
埼玉県桶川市若宮１丁目８番30―102号
債務者　神田　達也
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６８号
山口県宇部市上野中町７番42―205号
債務者　末冨　高城
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第２５６号
埼玉県飯能市大字双柳450番地２　ドリーム青木103
債務者　飯出由美子
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３４３号
埼玉県狭山市大字上奥富89番地の２　ビレッジ繭106
債務者　高橋　喜一
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３５２号
埼玉県狭山市狭山台３丁目23番地　３－１－808
債務者　佐々木鉄雄
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１７９号
静岡県御殿場市新橋1495番地シャン・ドン御殿場102
債務者　古橋　保幸
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１８４号
静岡県伊豆市本立野641番地の１
債務者　古川　千恵（旧姓吉岡）
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１８６号
静岡県伊東市荻398番地の15　フロレスタ城の平301号
債務者　佐藤佐知恵（旧姓臼井）
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３８９号
大阪府藤井寺市林５丁目６―29　アルカディア郷202号、住民票上の住所大阪府柏原市古町３丁目７番10号
債務者　ケイズプランこと　佐田　桂一
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４１４号
大阪府富田林市川面町１丁目７番25号―202、従前の住所堺市西区北条町２丁５番32号
債務者　若田　昭夫
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４３７号
堺市西区浜寺元町５丁769番地　セレーノＡ101号、前住所大阪府和泉市池田下町1868番地の７
債務者　森山　浩一
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４８６号
堺市中区深井水池町2810番地４　グランアモール泉北深井505号
債務者　長峰　恵子（旧姓西野）
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４９４号
堺市北区中長尾町２丁１番27号　山階ハイツ103号、前住所堺市堺区香ヶ丘町１丁８番18号　リバティハウス202号
債務者　森　　勝子
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５１１号
堺市東区西野169番地２　ユニコーン82西野107号
債務者　藤本忠史こと　藤本　忠央
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５４１号
大阪府高石市東羽衣７―10―39　浜寺病院、住民票上の住所大阪府泉大津市下之町４番９号　ファミーユ美津Ａ―201号
債務者　池田　寿典
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで大阪地方裁判所堺支部破産係